

公益財団法人島根県学校給食会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人島根県学校給食会定款（以下「定款」という。）第17条及び第34条の規定に基づき、公益財団法人島根県学校給食会（以下「本会」という。）役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 通勤手当とは、常勤役員が通勤のために要する経費をいう。
- (7) 費用とは、報酬等及び通勤手当以外で職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員の報酬は評議員会・理事会への出席等の用務に応じ、その都度、定額を支給することができる。ただし、非常勤役員が地方公共団体の職員である場合は、報酬の支払対象としないことができる。
- 3 常勤役員の退職に当っては、退職手当を支給しない。
- 4 評議員には、定款第17条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席等の用務に応じ、その都度、定額を支給することができる。ただし、評議員が地方公共団体の職員である場合は、報酬の支払対象としないことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬総額は別表第1「年間報酬総額」に定める金額以内とし、理事会の承認を得て、決定されるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3 各評議員の報酬等は、定款第17条に定める金額の範囲内において、別表第3に基づき定額を支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程第12条第1項に規定する額に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、通勤手当の支給条件等については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(費用)

第8条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たり負担した費用について請求があつたときは、その請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員の費用の額は、別表第4「役員及び評議員の費用の額」に定める額とする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 施行日までの期間における常勤役員の退職給付金については、寄附行為細則に基づき支給するものとする。

(別 表)

別表第1 常勤役員の年間報酬総額

- ・ 理事長 600万円までの範囲内
- ・ 常務理事 500万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

理事・監事 理事会・評議員会出席の都度、謝金として一人10,000円

監事 監査会出席の都度、謝金として一人20,000円

別表第3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人10,000円

別表第4 役員及び評議員の費用の額

旅費は、公益財団法人島根県学校給食会旅費規程に準じて支払う。
ただし、会議に伴う旅費は、交通費の実費相当とし、日当は支給しない。
なお、手数料等は実費とする。